

第12回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年4月25日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館3階
TKPガーデンシティ御茶ノ水
ジョイント3A+3B
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご
注意ください。)

決議事項

議案 定款一部変更の件



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/5031/>



モイ株式会社

証券コード：5031

証券コード 5031
2024年4月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目8番1号
モ イ 株 式 会 社
代表取締役社長 赤 松 洋 介

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://about.moi.st/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、画面上部の「IR」を選択して、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5031/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「モイ」または「コード」に当社証券コード「5031」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年4月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館3階 TKPガーデンシティ御茶ノ水
ジョイント3 A+3 B
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第12期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
- 決議事項
議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年4月25日（木曜日）  
午前10時  
（受付開始:午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年4月24日（水曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年4月24日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

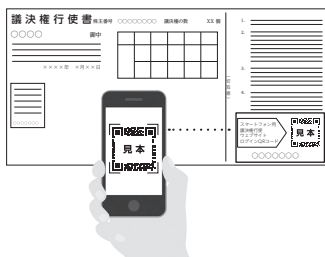
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

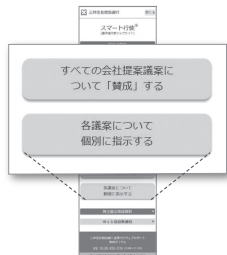
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

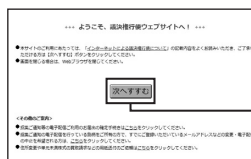
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

(2023年2月1日から)  
(2024年1月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月に5類感染症に移行したことを受け、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向である一方で、エネルギーや食料品を中心とした物価の上昇、世界的な金融資本市場の変動等の影響によって、引き続き先行きが不透明な状況が継続しております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、日本における2023年9月末時点の移動系通信の契約数は、2億1,567万回線（前年同期比5.0%増）と増加が続いております。（出所:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和5年度第2四半期（9月末））」）。また、当社がターゲットとする動画投稿・ライブ配信市場におきましては、グローバルライブ配信サービスの利用拡大に伴う競争環境の変化と、それに伴うライブ配信サービス新規利用者の増加により、今後も市場は拡大していくと予想されます。

このような事業環境のもと、当社では、ライブ配信サービスのユーザーである配信者、リスナー双方にとってのメリット実現・向上を目指して、2023年6月に株式会社STPRと資本業務提携契約を締結しました。

また、文化・経済両面からライブ配信コミュニケーションプラットフォーム「ツイキャス」の持続的な規模拡大を推進すべく、多くの施策を実施しました。

プラットフォームにおける文化の多様性拡大に向けては、誰でも簡単にスマートフォンだけで素材やコメント入りの「声配信」が可能となる「スタジオ配信」機能の公開と継続的な改善、人気キャラクターとのコラボレーションによる限定スタンプの公開、バレンタインやクリスマスなどの季節イベントに連動したキャンペーンアイテムの導入、人気オンラインゲームやオンラインクイズなどを活用したユーザー参加型オンラインイベントの開催、アニメ作品や映画作品とのコラボレーションによるオンライン共同視聴体験の促進、音声認識AIを活用した日英自動文字起こし可能なショート動画作成機能の公開と利用促進などを通して、新規ユーザー獲得ならびにユーザー満足度向上に努めました。

また、当社サービス「ツイキャス」上で発生する経済活動の活性化及び規模拡大を目指し

て、15歳以上の学生向け収益化プログラム「メンバーシップU」の導入、海外在住者向け収益化サービスの提供開始、アーティストや配信者に対する音楽著作権収益の適切な分配を目指す音楽レーベル「Moi Records」の立ち上げ、有料オンラインライブ機能「プレミアム配信」における割引クーポン機能の公開などを推進し、2023年12月には、「プレミアム配信」の累計チケット流通総額が100億円を突破いたしました。さらには、サービスインフラの強化・冗長化、サービス健全性維持・改善のための体制強化等を継続し、当社がビジョンとして掲げる「心地よいコミュニケーション空間の創造」を目指したサービス開発、運用に努めてまいりました。

その結果、当社の重要指標の一つである月間平均ポイントARPPU（Average Revenue Per Paid Userの略、課金ユーザー一人当たりの平均課金額）は6,562円（前期比5.9%増）と堅調に推移しました。また、実質売上総利益（当社が獲得する売上高合計から、収益化された配信者に対してお支払する報酬額と、Apple Inc., Google Inc. 等の決済代行業者に対して支払う手数料を差し引いた金額）については、配信者を毎月定額の会員費で応援することができる「メンバーシップ」の売上が成長したこと等の影響により、1,708百万円（前期比1.7%増）となりました。一方で、国内ライブ配信サービス市場におけるグローバルプラットフォームの利用者増加による競争環境の変化の影響を受け、月間平均ポイントPU（Paid Userの略、課金ユーザー数）は当初想定を下回り、75千（前期比10.2%減）となり、その結果、「ツイキャス」のポイント販売売上は5,915百万円（前期比4.7%減）となりました。販売費及び一般管理費においては、サービス提供にかかるインフラ費用は、BCP対応に伴うシステム関連費用及び通信費の増加等により601百万円（前期比3.5%増）、手数料費用は売上高の減少と当社サービス利用者の決済手段の変化が進んだこと等により1,504百万円（前期比6.7%減）、マーケティング費用は通期で費用対効果を慎重に検討した上で施策を実施したことにより151百万円（前期比29.4%減）、体制強化費用は年間を通して社外協力会社との連携強化を推進したことにより595百万円（前期比11.4%増）となり、結果、販売費及び一般管理費は3,069百万円（前期比4.0%減）となりました。また、今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産は108百万円（前期比74.3%増）となり、その結果、法人税等調整額を△46百万円（△は利益）計上しました。

以上の結果、当事業年度の実績は、売上高が6,433百万円（前期比2.6%減）、営業利益は142百万円（前期比36.7%増）、経常利益は156百万円（前期比48.8%増）、当期純利益は194百万円（前期比263.3%増）となりました。

なお、当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は2,908千円で、その主なものは、当社のサービスプラットフォームサーバシステムの増強であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額11,272千円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                   | 第 9 期<br>(2021年 1 月期) | 第 10 期<br>(2022年 1 月期) | 第 11 期<br>(2023年 1 月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2024年 1 月期) |
|-------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                             | 5,479,467             | 6,552,032              | 6,607,710              | 6,433,375                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )(千円)                      | △136,237              | 206,214                | 105,310                | 156,724                           |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )(千円)                  | △146,616              | 246,652                | 53,425                 | 194,105                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ )(円) | △12.09                | 20.34                  | 3.97                   | 13.90                             |
| 総 資 産 (千円)                                            | 2,093,692             | 2,639,880              | 3,375,069              | 3,679,652                         |
| 純 資 産 (千円)                                            | 699,919               | 946,571                | 1,638,699              | 1,844,077                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                                    | 4.38                  | 78.06                  | 121.73                 | 132.04                            |

- (注) 1. 2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月30日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後当社が対処すべき課題として、以下の点に取り組んでまいります。

#### ① 既存事業の収益機会の拡大及び新たな収益機会の創出

当社は、配信者、視聴者のためのライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」を運営することで、主に「ポイント販売売上」、「メンバーシップ販売手数料売上」、「公式ストアにおけるチケット・コンテンツ販売手数料売上」という3種類の収益を得ております。「ツイキャス」への新たな機能追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規の配信者・視聴者の獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

#### ② サービス健全性の維持・改善推進

当社は不特定多数のユーザーによるオンライン上のリアルタイムコミュニケーションの場として「ツイキャス」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解した上で、配信者、視聴者が共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、ユーザーに対する啓蒙活動推進、未成年ユーザー保護対応、著作権違反・第三者の名誉・プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化、ユーザーや外部（警察や著作権者等）への通報・報告機能の提供等の施策を行っております。当社では、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

#### ③ システムの安定性確保

当社の主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資や運用体制強化等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

#### ④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業

規模に応じた組織、事業推進体制の整備を進めてまいります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、サービス運用組織においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、ならびに既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる配信・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスク・コンプライアンス委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握した上でリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の評価、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

#### ⑥ 情報管理体制の強化

当社は、「ツイキャス」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特に配信者に対して報酬支払を行う上で、本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、プライバシーマークの取得・維持、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

#### ⑦ 当社ブランドの知名度向上

当社は、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、「ツイキャス」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規

ユーザーの獲得、および既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

一方で、当社の掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスである「ツイキャス」のライブ配信コミュニケーションプラットフォームとしてのブランド構築および強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討の上、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社ブランドの知名度向上を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

| 事業区分                     | 事業内容                                                                        |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業 | 利用者がライブ配信を通じて気軽に双方向コミュニケーションを楽しめるライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」の企画、開発、運用 |

#### (6) 主要な事業所 (2024年1月31日現在)

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
|----|---------|

#### (7) 従業員の状況 (2024年1月31日現在)

| 従業員数     | 前事業年度<br>末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|---------------|-------|--------|
| 40 (2) 名 | 1名増 (1名減)     | 34.5歳 | 5.8年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

該当事項はありません。

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月14日に株式会社STPRとの間で資本業務提携契約を締結しました。

## 2. 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,966,000株
- (3) 株主数 5,098名
- (4) 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------|------------|---------|
| 赤 松 洋 介                   | 7,121,200株 | 50.99%  |
| イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合      | 2,080,000  | 14.89   |
| 伊 藤 将 雄                   | 320,000    | 2.29    |
| 芝 岡 寛 之                   | 216,000    | 1.55    |
| 株 式 会 社 S T P R           | 118,800    | 0.85    |
| 加 藤 久 美 子                 | 90,000     | 0.64    |
| G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社 | 77,500     | 0.55    |
| 江 原 伸 行                   | 62,900     | 0.45    |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社     | 59,000     | 0.42    |
| 五 十 嵐 ト ヨ 子               | 50,000     | 0.36    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションとしての新株予約権の行使により、発行済株式の総数は92,000株増加しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年1月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                           |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 赤 松 洋 介   |                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 芝 岡 寛 之   | サービス運用本部長                                                                                                                         |
| 取 締 役     | 入 山 高 光   | 経営管理本部長                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 本 田 謙     | 株式会社フリークアウト・ホールディングス<br>代表取締役社長 Global CEO                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 石 崎 文 雄   | 株式会社モーダルステージ代表取締役                                                                                                                 |
| 監 査 役     | 竹 内 亮     | 鳥飼総合法律事務所パートナー                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 伊 藤 耕 一 郎 | 伊藤国際会計税務事務所代表<br>VISITS Technologies株式会社監査役<br>アクトホールディングス株式会社取締役<br>地盤ネットホールディングス株式会社監査役<br>株式会社いい生活取締役監査等委員<br>大和証券オフィス投資法人監督役員 |

- (注) 1. 取締役本田謙氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役石崎文雄氏、監査役竹内亮氏及び監査役伊藤耕一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役竹内亮氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しております。
4. 監査役伊藤耕一郎氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役本田謙氏、常勤監査役石崎文雄氏、監査役竹内亮氏及び監査役伊藤耕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料

を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が補填されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求等の場合には補填の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員の了承を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### 1 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念を実現するために必要な人材を確保・維持し、企業価値及び株主価値の持続的な向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへのインセンティブとして機能するものとする。

##### 2 業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて定め、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

##### 3 個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。

##### 4 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額を取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責、在任年数、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬は、制度としては導入しないこととする。

## 5 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職責の評価を行うには代表取締役が最適であるため、当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定するものとする。代表取締役は、上記の各方針に従って取締役の個人別の報酬等の内容を算定し、社外役員の上承を得て、決定するものとする。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |             | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|-------------|----------------------|
|                    |                    | 基 本 報 酬            | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等 |                      |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 40,680<br>(3,600)  | 40,680<br>(3,600)  | —             | —           | 4<br>(1)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 18,000<br>(18,000) | 18,000<br>(18,000) | —             | —           | 3<br>(3)             |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 58,680<br>(21,600) | 58,680<br>(21,600) | —             | —           | 7<br>(4)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の第10回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長赤松洋介に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外役員がその妥当性等について確認しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「3. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況（2024年1月31日現在）」に記載のとおりであります。

- ・取締役本田謙氏

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役石崎文雄氏  
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹内亮氏  
当社と兼職先である鳥飼綜合法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、また当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役伊藤耕一郎氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                             |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 本田 謙   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜、発言・助言を行うなど、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。           |
| 社外監査役 石崎 文雄  | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社での常勤監査役としての経験と幅広い見識に基づき、経営全般、特に当社の内部監査体制やコンプライアンス体制等について、適宜発言を行っております。        |
| 社外監査役 竹内 亮   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務、労務等について適宜発言を行っております。   |
| 社外監査役 伊藤 耕一郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務、会計等について適宜発言を行っております。 |



#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っていませんが、株主の皆様に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 3,293,997 | 流 動 負 債       | 1,835,575 |
| 現金及び預金          | 2,171,016 | 買掛金           | 754,318   |
| 売掛金             | 988,642   | 未払金           | 332,262   |
| 預け金             | 89,855    | 未払費用          | 5,763     |
| 棚卸資産            | 124       | 前受金           | 178,273   |
| 前払費用            | 4,352     | 未払法人税等        | 711       |
| 前渡金             | 20,912    | 未払消費税等        | 52,903    |
| 未収入金            | 1,398     | 預り金           | 511,230   |
| 未収還付法人税等        | 17,933    | リ－ス債務         | 110       |
| 貸倒引当金           | △237      | 負 債 合 計       | 1,835,575 |
| 固 定 資 産         | 385,654   | (純 資 産 の 部)   |           |
| 有 形 固 定 資 産     | 171,084   | 株 主 資 本       | 1,844,077 |
| 工具、器具及び備品       | 170,993   | 資 本 金         | 50,000    |
| リ－ス資産           | 91        | 資 本 剰 余 金     | 1,944,774 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 214,570   | その他資本剰余金      | 1,944,774 |
| 差入保証金           | 105,692   | 利 益 剰 余 金     | △150,697  |
| 繰延税金資産          | 108,877   | その他利益剰余金      | △150,697  |
|                 |           | 繰越利益剰余金       | △150,697  |
| 資 産 合 計         | 3,679,652 | 純 資 産 合 計     | 1,844,077 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,679,652 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年2月1日から  
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 6,433,375 |
| 売上原価         | 3,221,159 |
| 売上総利益        | 3,212,216 |
| 販売費及び一般管理費   | 3,069,557 |
| 営業利益         | 142,658   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 25        |
| 受取手数料        | 11,747    |
| 為替差益         | 1,658     |
| 雑収入          | 633       |
| 経常利益         | 156,724   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 0         |
| 減損損失         | 8,078     |
| 税引前当期純利益     | 148,646   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 958       |
| 法人税等調整額      | △46,418   |
| 当期純利益        | 194,105   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

モイ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|              |       |   |   |   |   |
|--------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 若 | 山 | 聡 | 満 |
| 業務執行社員       |       |   |   |   |   |
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 山 | 本 |   | 剛 |
| 業務執行社員       |       |   |   |   |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モイ株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月22日

|              |             |
|--------------|-------------|
| モ イ 株 式 会 社  | 監 査 役 会     |
| 常勤監査役（社外監査役） | 石 崎 文 雄 ㊞   |
| 監査役（社外監査役）   | 竹 内 亮 ㊞     |
| 監査役（社外監査役）   | 伊 藤 耕 一 郎 ㊞ |

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、コロナ禍を経て、現在でも従業員の多くがリモートワークとオフィス出社のハイブリッド型勤務体制をとっていることから、より柔軟かつ生産性の向上に資する働き方に適したオフィス環境の整備を目指すとともに、本社オフィスの賃貸面積の効率化によるコスト構造の改善を実現するため、本社を移転いたします。これに伴い、定款の本店所在地を東京都千代田区から東京都文京区に変更するものであります。

なお、本変更については、2024年5月22日をもって効力を生ずるものとし、その旨を明確にするため附則を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

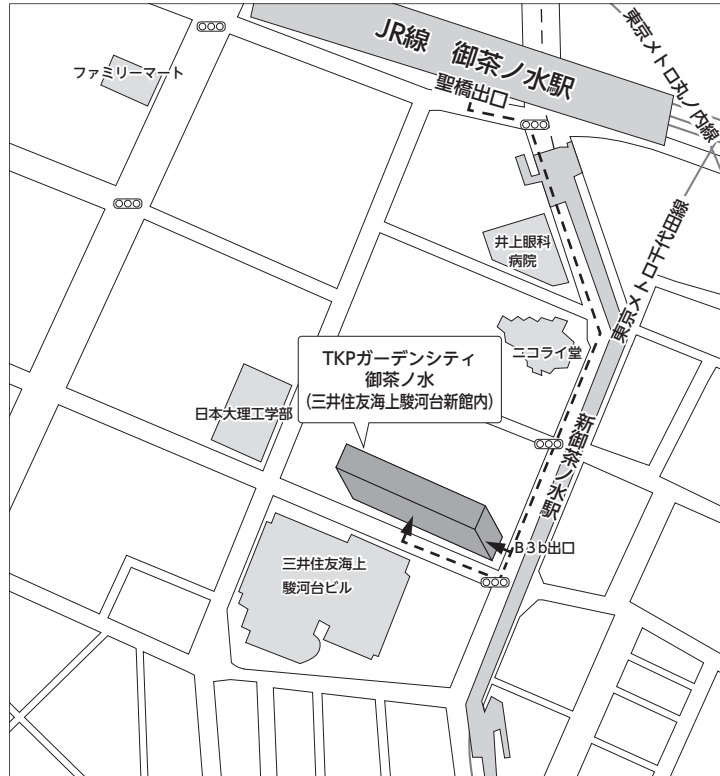
(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                        | 変 更 案                                                                                                                 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。<br><br>(新設) | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。<br><br>附則<br>第3条 (本店の所在地) の変更は、2024年5月22日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。 |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館3階 TKPガーデンシティ御茶ノ水  
ジョイント3A+3B



## ■交通機関

- JR線「御茶ノ水駅」徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」、千代田線「新御茶ノ水駅」B3b出口直結
- 都営新宿線「小川町駅」B3b出口直結

※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。